

## 平成 20 年度大和市防災会議 会議録

### 会議名

平成 20 年度大和市防災会議

### 日時

平成 21 年 1 月 21 日（水曜日） 午後 2 時～午後 3 時

### 会場

市役所 5 階 全員協議会室

### 出席者

会長（大和市長）

委員 28 名

事務局出席者 4 名

### 傍聴者

1 名

### 日程

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 事  
議題 大和市地域防災計画の修正について
- 4 その他  
・最近の大和市における災害事例について
- 5 閉 会

事務局

皆様、こんにちは。定刻になりましたので、まだ見えてない方も数名いられますが、只今から平成 20 年度大和市防災会議を開会いたします。

本日の会議には委員総数 32 名のうち、28 名が出席されています。大和市防災会議運営要領第 2 条の規定によりまして、過半数以上の出席をいただいておりますので、会議が成立しますことをご報告いたします。本日の会議の内容につきましては議事録が作成され次第、会議の透明性を確保するため市のホームページに掲載させていただきます。

それでは会議を開会するにあたり、防災会議会長の大和市長 大木 哲よりご挨拶を申し上げます。

会長

みなさん、こんにちは。大和市長の大木 哲でございます。皆様におかれましては、本日はご多忙のところ会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、おめでとうございませうといた言葉が、世の中ではごく一般的に通っていますが、今年は、本当に皆様にとっても大変な年になると思われれます。せめて自然災害が来ないことを祈るばかりでございます。

ご存知のように、幸い本市では市民生活に大きな被害を及ぼすような災害はここ数年発生していないわけではありますが、昨年の 8 月 29 日、集中豪雨により午前 3 時頃に境川の境橋付近で水位が短時間で急上昇し、川の水が溢れ出すということがありました。皆様の記憶のなかでもまだ新しいのではないかと思います。

さて、近年の災害、特に集中豪雨につきましては、予測が難しいと言われております。本市では、できるだけ早い時点で、関係部署の職員を参集させ、情報収集に努め、河川流域のパトロールや周辺住民に注意を呼びかけるなど、広報活動を行うようにしております。

私は、市長に就任して以来、安心・安全な街づくりの実現に向けて努力しているところでありますが、市の力だけではご存知のように限界があります。本日ご出席をいただいている委員皆様の各機関のお力添えがないと、到底実現し得ないものと思っております。

本日は、大和市地域防災計画の修正ということで皆様にご審議いただきませんが、この地域防災計画は防災対策の総合的指針を示すもので、この計画に基づいて具体的な施策を実現していくものでございます。委員の皆様には、本日の議題についてご審議いただくとともに、従前にも増して本市の防災行政にご協力を賜りますことをお願い申し上げ、あいさつに代えさせていただきます。

事務局

続きまして次第の 3 議事に移りますが、最初に事務局からお詫びを申し上げます。12 月に皆様へ送付させていただきました、本日お持ちいただいております。

ります地域防災計画の修正案ですが、(案)と記載すべきところを(案)の文字が落ちておりました。ここにお詫びいたしますとともに、(案)と記載いただきますようお願い致します。

それでは大和市防災会議運営要領第2条の規定により、会長であります市長に議長をお願い致します。

議長 それでは早速議事に入ります。議題の大和市地域防災計画の修正について事務局から説明を求めます。なお、ご質問やご意見等につきましては、説明が終了した後お受けしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局 大和市企画部防災対策課長の土田孝司と申します。よろしく願いします。ご説明させていただきます前に一点、ここにご報告申し上げます。今回の地域防災計画の修正は、現行の計画が総則及び地震対策編については平成13年の3月、風水害対策と特殊災害対策編につきましては平成14年の3月に修正されたものでございます。市としてそれ以降、国の法律改正や防災基本計画の修正あるいは県の地域防災計画の修正部分を中心にその整合を図るとともに、近年の大規模災害等の教訓を本市の防災計画に反映させるために、修正を行うものであります。数値的な部分等の時点修正や関係機関の組織改編等による名称変更等につきましては説明を省略させていただきたいと存じますので、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。なお、説明に少々お時間をいただきますので大変失礼かとは存じますが、着席したまま説明をさせていただきます。

それでは最初に、お手元にお配りしました資料1、A4の1枚の資料でございますが、「大和市地域防災計画の構成」をご覧ください。

今回の修正の大和市地域防災計画の構成ですが、第1編から第5編。総則・地震災害対策計画・風水害対策計画・特殊災害対策計画・最後の資料編という構成は現行の防災計画と同様でございます。具体的に申しますと特に第2編では災害予防対策計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興対策計画等を柱立てとしていますが、の復興対策の部分が新たに取り入れられたものであります。同じく第3編風水害についても復興対策計画を新たに取り入れたところでございます。また、続く第4編特殊災害対策計画でございますが、現行の特殊災害対策計画においては航空機事故と放射性物質災害の2つを記載しておりましたが、今回新たに鉄道災害・道路災害・危険物等災害そして大規模な火事災害。これらの項目も新たに付け加えたものでございます。なお、最後に第5編の資料編は、本編の計画の補足的な資料になるものでございますので、本日、皆様にご審議していただく対象とはなっておりませんのでご説明も省略させていただきます。

それではこれより具体的にご説明申し上げます。説明に用いる資料は資料

2の「大和市地域防災計画の主な修正点」とお持ちいただいている大和市地域防災計画(案)の冊子、この2つを対比しながらご説明をさせていただきます。

計画(案)の15ページをお開きください。地震被害想定を掲載しております。現行は左側の東海地震・南関東地震・県東部地震の3種類しか記載しておりませんが、今回の修正において新たに神縄・国府津 松田断層帯地震、一連の断層帯の地震を新たに記載します。ただこの4つの地震を比較していただくとお分かりのとおり、神縄・国府津 松田断層帯地震においてはあまり具体的な数字が載っておりません。空欄になっているところも多々あります。これにつきましては神奈川県で現在、地震被害想定の見直しを行っております。おそらくその結果が本年の5月か6月ぐらいに報告される予定ですので、その報告が私どもの方に着き次第この部分の数値を新たに更新する計画でございます。

続きまして、地震災害対策計画編のところですが、まず35ページをお開きください。「第6節災害時情報の収集・提供体制の拡充」という節でございます。これも新たに今回入れたものでございます。最初に緊急地震速報。これはご存知の通り平成19年の10月に一般運用が開始された国の制度でございます。これを新たに位置づけしました。なお本市における緊急地震速報の運用ですが、36ページの(3)緊急地震速報への対応という項目を載せております。市の責務としまして、直接的に国の緊急地震速報を受信して皆様に知らせる設備の整備を推進するという一言を載せております。本市の運用開始につきましては、市民の皆様からこの緊急地震速報の理解を得られた、その時点で運用開始の時期を判断する計画でございます。

続きまして、同じページ「2 防災通信網の設備」においていくつかの項目を載せておりますが、特に大きな変更は下から3行目、イでCATV・インターネット等といれております。現行の防災計画の後、ケーブルテレビなりIT環境が急激に進展しましたので、インターネット等を利用した新たな情報提供が必要だということです。たとえば本市におきましては、パソコンはもとより携帯端末等の利用できる、やまとPSメールというあらかじめ市民の皆様にもメールアドレスをご登録いただいて、その方々に緊急の情報を提供するというシステムを整備しましたのでこのようなものを載せました。

続きまして60ページをお開きください。「第17節ボランティアの受け入れ」です。これも新たに加えた節です。特に17年に阪神・淡路大震災を契機にボランティア活動の重要性というのが認識されたわけですが、新潟県の中越地震等大規模地震発生時において、ボランティアの皆様のご活動というのは非常に大きな防災力になっております。そのため本市が被災した場合に、本市のために駆けつけてくださるボランティアの方々の役割あるいは登録制度、ま

た受け入れ態勢、それに対する私ども行政の支援という形で新たに項目を掲載させていただきました。なお、このボランティアにつきましてはいわゆる一般的な方とそれから特別な資格なりあるいは技術をお持ちの方等、非常に多様にわたって期待できると思いますので、今後ともこの部分に力をいれていく必要があるのではないかと考えております。

続きまして次のページ 61 ページ、「第 18 節災害時要援護者対策」になります。これについては、現行計画も要援護者対策については項目がございましたが、数行程度の記載でありましたので、今回この部分を重点的に項目を増やしました。まず 61 ページ、いちばん下の社会福祉施設等の対策については、現行計画と大きな変更はありません。しかし、次の 62 ページの中段に「要援護者対策」というタイトルがあります。この部分は特に(1)対象者の把握というところで、要援護者台帳の整理、日ごろからこの整備に力を入れなさいというところがありまして、(1)で対象者のプライバシーに十二分に配慮しながら把握に努めなくてはならないというところが新しい記述となります。

次の右側 63 ページ。上から 3 行目「外国人に対する防災対策」でございます。本市は非常に外国人の居住者が多く、昨年の 12 月末の住民基本台帳の人口と外国人登録の数を比較しますと、外国人の登録が 2.96%という数値が出ています。この方々に対して各々の母国語等、外国語による広報を充実する必要あります。また現在、市内各地域に避難場所施設等の案内板を設置していますが、その表示の多言語化、外国人の方々を対象とした訓練・防災研修等を充実していくことを新たに記載しました。

続きまして同じ 63 ページ「第 19 節企業防災の促進」。これも新たに載せたところでございます。阪神・淡路大震災のときもそうですが、特に新潟で起きた中越地震等においては、新潟県内にある自動車の部品工場が被災したことによって全国的に自動車産業が打撃を受けたという教訓もあります。いわゆる事業継続計画 Business Continuity Plan、BCP と略されますけども、これについては本日お集まりの各機関の皆様、また個人商店の方も含めた事業者の方々、そして我々大和市も含めて各々の立場で、仮に大きな災害を受けた場合でも、可能な限り通常業務を継続して展開していく体制を用意していかなければならない。こういう反省から新たにここに位置づけました。

続きまして 133 ページをお開きください。「生活確保対策」です。特にここでお示ししたいのは 133 ページの上から 5 行目の「イ 保健活動」の(ア)被災者に対する保健指導というところでございます。近年の災害でクローズアップされていますが 2 行目にあります急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害、いわゆる心の傷と呼ばれているものですが、そこを新たに記載しまし

た。そのような精神的な部分をケアする保健指導体制を実施する必要があると考えております。

その下の「7 災害廃棄物の処理」。これも大規模災害の際、以前はあまり重要視されておりましたが、阪神・淡路大震災等の教訓として、かなりの産業廃棄物が被災地に残ってしまう、その処理が必要になりますので2行ではありますが新たに位置づけしました。

「8 飼育動物（ペットの管理）」。これも新たに付け加えた項目でございます。原則として動物に関しては飼育者が責任をもって管理を行うものですが、避難所の中で我々人間と同じ空間で避難するには問題があると判断していますので、その動物達をケアする専門の獣医師あるいは愛護協会またボランティア等の方々の協力を得て、保護収容等を行う必要があるということでここに位置づけをした次第でございます。

続きまして153ページをお開きください。153ページからは災害復旧・復興対策の計画が書いてあるのですが、実は復興については基本的には災害対策基本法の範ちゅうにない部分でございまして、復旧までが災害対策基本法、その後の復興については、また新たな計画を作成することになっております。しかし国、県の計画との整合を図る中で、この地域防災計画の中にある程度の方向付けを載せることが必要になりましたので、具体的な計画はまた別途作りますが、今回復興の部分を新たに具体的に付け加えさせていただいた次第でございます。今、私がお説明申し上げた部分は153ページの中段「第2節災害復旧計画」の項目の4行目「なお、復興計画については、県が作成する復興対策マニュアルに基づき製作することとし、また、同マニュアルに基づき、復興に係る事前の対策についても検討するものとする。」と記載したところです。この復旧復興対策については153から170ページまでかなりのボリュームがあります。各々の復旧の計画あるいは調査、策定、復興財源の確保、市街地復興等かなりの項目を増やし、ここに位置づけさせていただきました。ここにも書いてありますが、復興計画を作成する際には、3つのステップが必要だと思っています。1つは復興の基本方針をまず作る必要があるだろう、2つ目としましては各々の分野別の復興計画を作成する必要があるだろう、3つ目は復興計画そのものの策定というステップが必要だと思しますので、それに準じて今後具体的な計画を作っていく必要があると考えております。

ここまで地震対策編のページを主に説明申し上げましたが、風水害についても同じ計画が必要となりますので、同じ内容で風水害対策編にも載せております。説明については地震対策編を主にさせていただきたいと思っています。

続きまして東海地震についてお話させていただきます。

まず 172 ページをご覧ください。東海地震はご存知のように唯一事前予知が可能といわれている地震でございます。国が 24 時間 365 日、常に東海地震の観測データを見ているわけですが、万が一、異常な数値等が表れますと東海地震に対する情報が発表されます。その発表は 3 段階ありまして、最初に、観測情報。次の段階で注意情報。最後の段階で予知情報。この予知情報の中に、内閣総理大臣が発する警戒宣言というのがあります。

また、その下、地震防災対策強化地域についての記述がありますが、この強化地域について神奈川県の場合は特に変更はございませんが、参考までに申し上げますと、大和市は地震防災対策強化地域には指定されておられません。しかしながら、大和市のすぐ西隣は海老名市が存在するというので、これは大和に限らず神奈川県内の自治体はそうですが、強化地域に指定されていなくても強化地域に準じた防災対策を施すということになっております。

この東海地震部分については現行計画でも触れられていますが、まず 182 ページ「第 10 節事業者等の処置」をお開きください。これも新たに加えた部分であります。東海地震は唯一事前予知が可能ですので、特に、事業者の皆様のご協力が必要不可欠だと考えております。特に、事業所に勤務される従業員等の安全確保についてはその企業が持っている組織力を活かして、万が一の時にご対応して頂きたいと考えております。

右側の 183 ページですけれども今の内容に関連しまして、上から 7 行目に事務所等の従業員の帰宅措置と書いてあります。まさしくここなのですが、警戒宣言発令時にはかなりの混乱が生じると思います。まだ地震は起きていませんがかなりの混乱が生じますので、その際に従業員の方々の時差退社等の協力、あるいは車等での通勤をされている方に対しては、道路が非常に込みますので、車での帰宅はさけ公共交通機関で帰宅していただく。このような形で、警戒宣言が発令されますと公共交通機関もかなりの規制を受けますので、その前の早い段階で事業所のご判断によって、帰宅措置をとっていただきたいと考えております。特に障がいをもたれた方、ご高齢の方また妊婦さん等については、健常者の皆様より早い段階での対応が必要ではないかと考えております。

以上は地震対策を主として説明しましたが、これから申し上げるところは風水害、いわゆる台風や大雨に関するところでございます。

最初に 200 ページをお開きください。「第 10 節避難対策」という節がございます。ここの部分は、ご記憶にあると思いますが、平成 16 年 7 月に新潟県の三条市あるいは見附市等で大雨が降りまして、三条市を流れる五十嵐川とがはん濫し、周辺に居住される大勢の高齢者や障がい者が被害を受けたとい

うことがありました。これを契機に水防法という法律が改正されまして、その水防法の中で様々な風水害、特に洪水対策等を施しなさいという位置づけができました。

まず1つは202ページになります。下から三行目「浸水想定区域内に所在する地下街等及び避難にあたって防災上の配慮を要する施設」の項目を新たに付け加えました。先ほどご説明しましたとおり、新潟等の水害を教訓にして改正された水防法の第15条に新たに義務付けられているものでございます。本市域内の地下街あるいは主として高齢者、障がい者、乳幼児等が利用される施設で、いわゆる洪水等で水が浸水したときにその施設の利用者の円滑且つ迅速な避難を確保する必要があるということを地域防災計画に明記することが義務付けられましたので、今回新たに載せました。

203ページの上の方に表が2つあります、本市には境川と引地川という2つの河川が流れています。境川周辺には大和あけぼの幼稚園という幼稚園がございます。これが河川周辺で特段の配慮を必要とする施設でございます。また、引地川については2ヶ所あります。1つは市立渋谷保育園、もう1つ、げんきステーションというのがございます。合計3施設がこの水防法第15条に該当する施設ですのでここに記したものでございます。

続きまして243ページをお開きください。神奈川県地図が示されております。注意報・警報の地域細分ということで、現在大和市は1次細分としては神奈川県の東部、2次細分としましては東部に属する湘南地方に属します。よって、大雨警報あるいは注意報等気象情報が発表された場合は湘南という地域に属することになっています。

次の244ページをお開きください。いちばん上にアとイの2種類があります。アの記録的短時間大雨情報については、頻繁ではありませんが、県内で数年に一回程度という割合で発表されます。この情報が発表されると、市町村は、住民の皆様へ警戒を呼びかけることとなります。イの土砂災害警戒情報が県及び横浜中央气象台から発表された場合は、関係施設や市民の皆様へ情報を伝達することとなります。

続きまして253ページをお開きください。253～255ページにかけて重要水防区域ならびに水防警報という項目があります。その中で253ページのいちばん下(3)重要水防区域及び箇所。市内の河川のうち、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域は次のとおりであるというところですが、基本的に重要水防区域については県相模原土木事務所の水防の活動要領の中で示されます。それをもとに市町村で調査した結果、現時点ではこの箇所を重要水防区域として位置づけています。毎年この重要水防区域は県相模原土木事務所主催の管内の自治体を集めた会議の中で示されまして意見交換をして、その



年の風水害等に対応することになっております。

同じ 254 ページ、下の方に水防警報の種類等というところに表がございます。河川の水位ですが、大和市には河川の水位の観測所が 3 箇所あります。その中で水防警報が神奈川県の支部長であります県相模原土木事務所長様より本市に伝わってきます。その水位が水防法の改正等も含めた中で種類が増えました。特に要援護者の皆様に配慮を要する水位ということで、はん濫注意水位というのが設けられました。

事務局からの説明は、以上でございます。

○議長 説明に対しご質問等がございましたら宜しくお願い致します。

○橘川委員 きめ細かに配慮された資料をお配りいただきまして、説明もよくわかりました。

まず嬉しかったこと。市民としましては災害弱者という言葉が非常にひっかかっておりましたが、災害時要援護者というになったことと、障害の害が‘がい’と改められたことが非常に良かったと思っております。

それからご説明の中で、第 17 節の新たな項目の中でボランティアの受け入れというのがございますが、おそらく高齢者も多くなり、障がい者や目に見えない内臓疾患の方も大勢おられて、拠点になる所はパニック状態になるだろうというのは想像できるですが、その時にやはりいちばん大事なのはコーディネーターだと思います。情報がいっぱい来たりしてそれをどうさばいていくか、的確な情報をキャッチして、そして、それに対して対応がスムーズにいくように日ごろからコーディネーターの養成が必要ではないかと思えますが、この計画は今年度の中に実現されるのでしょうか。おたずねします。

○事務局 今、橘川委員からご質問がありました、コーディネーターについては要援護者に対するコーディネーターもそうですし、ボランティアに関するコーディネーターも非常に重要だと思います。ここについては個別の計画として位置づけまして、決して単純にボランティアを受け入れるのではなく、受入れる為に必要とされる、コーディネーターの育成についても、この計画の下に位置づける整備目標という形で関係部を中心に作成していく予定でございます。

○議長 よろしいですか。

○橘川委員 ありがとうございます。

○議長 それではご質問・ご意見等はございませんか。ご質問・ご意見等がないようであればこれで質疑を終了いたします。

それでは採決に移ります。大和市地域防災計画の修正についてお手元の修正案のとおり修正することについて賛成の方は挙手をお願い致します。

賛成する方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

どうもありがとうございました。賛成する方が過半数に達しているので本議題については修正案の通り修正することに決定します。

これで議事を終了し議長を降ろさせていただきます。どうもありがとうございました。

○事務局 続きまして次第の4 その他に移らせていただきます。

「最近の大和市における災害事例について」防災対策課長から説明させていただきます。

○事務局 それでは最近の大和市における災害事例についてご説明申し上げます。お手元に配布しております、これも同じようにA4の1枚の紙になりますがご用意ください。前回、防災会議を開催したのが平成14年になるわけですが、それ以降に起こった大きな災害についてご説明申し上げます。

皆さんご存知の通り、地震については関東では被害が発生するような地震は起きていませんので大和でも災害の事例は無いのですが、大雨については大きなものが3件ありました。

まず1つ目。2004年10月9日でございます。台風22号、これはご記憶にある方も多いと思いますが、大和に限らず全国的に大きな被害が発生しました。(1)降雨量ですが、降り始めからの総降雨量が、251.0mm。時間辺りの最大降雨量については9日16時～17時のこの1時間で25.0mmの雨が観測されました。雨もそうなのですが、台風22号ということでかなり風も強かったものでございます。

被害は大和市の下鶴間という町田市との市境、市の北部ですが、ちょうど宅地を造成している場所があります。そこから若干ですが土砂が流失しました。よって、その造成箇所の下側に位置するワンルームマンション1棟30世帯30人に避難勧告を発したところ、3世帯3人が避難勧告に応じ、近くの安全なコミュニティセンターに避難しました。

それから、大和の南側の福田。藤沢市との市境に下福田中学校という市立の学校があります。その南側に大山橋という引地川にかかる橋がございますが、河川はん濫のおそれがあったということで付近住民1世帯1人が近くの下福田中学校に避難をいたしました。

また草柳は、引地川の中に草柳2号橋と3号橋と2つの橋がありますが、その間の位置でございます。大まかな位置といたしますと、私どもの環境管理センターというゴミ等の焼却施設がございますが、その上流側でございます。この河川はん濫で、周辺の住宅1棟で床下浸水が発生しました。

また人的被害は西鶴間で男性1人が、台風がくるということで屋根の補強をしたいと屋根の上ののっていたところ、そこから転落、重症となったということです。

2つ目の災害です。翌年2005年9月4日。これは台風でなく大雨洪水警報ですが、この災害は私どもが防災対策を施す中でいちばんの教訓となる災害でございました。総降雨量は4日の20時から5日1時145.5mmです。最大降雨量は4日の21時～22時の1時間で97.5mmという、とんでもない雨が降りました。本市の観測史上最大の降雨量でございます。

被害が市南部の福田で市立渋谷保育園の北西側の住宅の擁壁が崩れまして、危険でしたので付近住民3世帯11人に避難勧告をいたしました。そのうち2世帯7人が避難勧告に応じて近くの自治会館に避難しました。

ここで課題としまして22時03分に大雨洪水警報発表と書きましたが、先ほどの最大時間の降雨量は、実はこの大雨洪水警報が発表される前に97.5mmすでに降り切ったという所でございます。しかも、この雨は大和市内全域ではなく、市の一部、要は局地的な雨でございました。非常に雨の予測の難しさを痛感した災害でございました。

そして3つ目。これは昨年の8月29日の大雨洪水警報。これは冒頭に市長よりお話し上げた部分でございますが、降り始めからの総降雨量は29日の1時～4時、要は3時間程度で大和は16.0mmしか降っていません。最大時間の降雨量、これも29日2時～3時ですけれども時間当たり11.5mmしか降っておりません。通常ですと、この程度の雨では大和で被害が出ることは今までありませんでした。

ところが(2)被害ですが、深見の境川の境橋周辺で河川がはん濫したばかりか、雨水管が逆流し、道路冠水等が発生しました。床下浸水が1件1棟。道路冠水については境橋を中心として南側に約1km程に渡って水が溜まってしまったということです。近くの民間の駐車場の車両9台が、車両のドアミラー付近まで水没していたという報告があがってます。

これの大きな教訓としましては、(3)の課題ですけれども、午前3時00分の段階では河川の水位が2.97mという事でした。はん濫注意水位という水位の基準があるのですが、2.97mというのはその氾濫注意水位以下でありました。私ども水防団体は「出動する為の準備をなささい」あるいは「待機をなささい」という程度の基準なのですが、そこからわずか10分で大和ではほとんど雨が降ってないにも関わらず、境川の水位が1.6m上昇したということです。1.6m上昇し、避難判断水位を越えました。この避難判断水位というのは、いわゆる市長が避難勧告を発表する為の目安となる水位であります。必ずしも避難勧告を発表しなければならないということではございません

が、目安の基準となる水位という事になっております。わずか10分でその水位を超えてしまったということでございます。そして3時30分に氾濫したという災害が発生しました。

特にこの3つ目の所は、この市域で発生していなくてもその上流、境川の場合は相模原市、町田市でございますが、そのこの気象の情報をいかに下流側である我々が、早期に情報収集にあたらなければならないかという事が大きな教訓になった災害でございます。

以上でございます。

○事務局      ただ今、ご説明させていただいた内容につきまして、何かご質問また、ご意見等がございましたらお願い致します。

○会長          では私のほうから。今、説明があった今年の8月29日の件ですが、私も境川の周辺に住んでいらっしゃる方々をお伺いして、お話を聞いて参りました。雨が降っていないにも関わらず、橋桁まで水がきてしまい橋のもう少しであふれるというようなところなんです。ここにも書いてありますが、雨水管の逆流現象が発生してしまって、マンホールの蓋を開けてあふれるというような状態でした。地域の方々の中には寝たきりの方が1階で横になっているという事で、あっという間に水位が上がってしまい、下手すると逃げられないでそのままお亡くなりになるようなケースが発生するのではないか、という感がありました。実際に寝たきりの方の家に行ってお話を聞きました。

このように大和市内には雨が降っていないにも関わらず、こういう状況が発生するという事は市長として非常に改めて水の怖さ、災害の怖さを感じました。これからも高齢化社会に伴って、ご自宅で横になる方が大勢いらっしゃるという時代が本当に訪れると思います。幸いそこは非常に周りの自治会と連携プレーが取れていて、情報交換が出来る所でした。その住民の方がおしゃってございましたけども、こういった情報交換ができる、非常に隣組同士がしっかりしている所ですら、いざとなったら助ける事ができないとおしゃってございました。地震などでは隣組同士がかなりしっかりしているところは、お互いに助け合って救助する、ということが出来る部分もあると思うのですが、こういった水の場合は一気に水位が上がってしまいますので、助けたくても助ける事が出来ないというような状況になってしまう、ということを経験した方々がおしゃってございました。以上です。

○事務局 (課長)      今、会長からお話がありましたが、特に隣近所の部分いわゆる共助の部分もありますが、行政側からしますと、本日お集まりの防災会議の各委員の事業者様との連携が日ごろから大事だと考えております。今回ご報告申し上げました水害につきましては河川につきましては県相模原土木事務所さんから情報を頂いたり、また避難誘導は大和警察署長さんあるいは消防団の方々

にご協力を頂いたり、また情報に関してはF M大和さん、それ以外ライフライン等を始めたとしたお集まりの皆様と連携を密にして河川整備を施していかなければならないと考えております。繰り返すようですが、近年の災害については私ども危機管理を担う部署としましても、なかなか今までの災害の経験だけでは判断できない新たな性格を有する災害が多発しております。その部分には、新年度も含めましてそこに対応すべき万全な対策を市としましても整備していかなければなりませんのでご専門の立場から皆様からご指導頂きたいと思っておりますので、その節はご協力をよろしくお願いいたします。

○事務局      せっかくの機会ですので各機関の災害事例等のお話を聞かせていただければありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

また、なればご出席の委員さんからの報告事項や情報提供といったものもありましたらこの機会にお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

○山崎委員      県相模原土木でございます。昨年の8月の豪雨のお話がありましたが、大変申し訳なく思っております。

河川の情報につきましては私ども、2年前にカメラを何箇所かにつけさせていただきました。今までは水位計で川の水位を測っていたのですが、状況把握はできないということで、カメラをつけました。

先ほどのお話の通り昨年のようなゲリラ豪雨への対応がありますので、河川の改修計画を作る前に、やはり情報については皆様方にいち早くお知らせしようと思ひまして、ホームページの方で私どもが持っているライブカメラの情報が今流れております。24時間いつ見ても、私どもの河川について境川については4箇所ほどカメラがついておりますが、すぐ見れます。それから、隣の上流側の津久井土木の管内にもカメラがついていますので、境川あるいは引地川については瞬時に現在の状況についてはわかるようになっているので、緊急の時はご利用いただければと思ひます。

○事務局      ありがとうございました。他に情報提供あるいは報告事項などございませんでしょうか。

特にないようでしたら、以上を持ちまして平成20年度大和市防災会議を閉会いたします。本日はありがとうございました。